

ホームヘルパー養成研修カリキュラム検討委員会

報告書（抜すい）

平成7年3月
長寿社会開発センター

はじめに

高齢化が急速に進行し、超高齢社会が到来しつつあるなかで、今後は、寝たきり老人や痴呆性老人などの要介護老人が増加し、その介護ニーズも増大し、多様化してくるものと思われる。また一方では、主婦の就労等により家族の介護力はますます低下してきている。このような状況の中で、ホームヘルプサービス事業によせる国民の関心は高く、特に、その事業の中核を担うホームヘルパーの役割はますます大きく期待されている。

このような要請に応えられるホームヘルパーを育成するために、平成3年度からホームヘルパー養成研修事業として業務内容に応じた知識と技能の習得ができる3段階制の研修システムを導入し研修を行ってきた。

しかし、平成5年度に地方自治体で策定された「地方老人保健福祉計画」による平成11年度を目標とした保健福祉サービスの整備目標は「ゴールドプラン」を大幅に上回ることになり、この計画を総合的に支援して行くために、平成6年12月に「新ゴールドプラン」が策定された。

「新ゴールドプラン」では、高齢者介護サービス基盤の総合的整備として「ホームヘルプサービスについて、休日を含めた24時間対応ヘルパーの普及を図る」こととし、介護基盤整備のための支援施策の総合的実施のなかでは、ホームヘルパー養成研修内容の質的向上を推進することになっている。

この度のホームヘルパー養成研修カリキュラムの見直しは、新ゴールドプランの趣旨を踏まえ、質的

に奥深い、制度的に永続するホームヘルプサービス事業を可能とすることを目的とする。

具体的には、高い介護能力の獲得と豊かな人間性・職業倫理の形成を2本の柱とし、24時間対応巡回型ホームヘルプサービスやチームケアの方法等の最新の知識と技術の習得も盛りこんだものとした。また、介護については、「看護の基本を良く理解し、看護婦等との連携も含めて、より良い介護を行うことができる」こと、「実技・実習に重きをおいた体験重視のカリキュラムである」ことに留意した。

21世紀に向かって、老人介護は国民的課題であり、高齢者が住み慣れた地域社会で安心して生活を継続していくための在宅介護サービスの拡充のために、以下のとおり、ホームヘルパー養成研修カリキュラムのあり方を提言するものである。

ホームヘルパー養成研修カリキュラム
検討委員会を代表して

日野原 重明

ホームヘルパー養成研修カリキュラム改訂の必要性

1 介護ニーズと福祉施策の動向

わが国の平均寿命は、1947年には男性50.1歳、女性は54.0歳であったものが、1993年には男性が76.25歳、女性が82.51歳となった。また、一人の女性が一生の間に産む子供の数と考えるとよい合計特殊出生率は、1993年の数字で1.46と初めて1.5を割り、戦後の最低水準を記録している。

人口全体に占める65歳以上の人口比率である高齢化率は、1970年に7.06%であったものがわずか23年後の1993年には倍の14.1%となり、WHOが定めるところの高齢化した社会に突入した。そして、2020年には高齢化率が25%を越える超高齢社会となる。これは、75歳以上の後期高齢者の増加をも意味し、現在、寝たきり老人、痴呆老人等の要介護者人は約190万人であるが、2000年には約270万人となり、介護支援を必要とする高齢者が大幅に増加するといえることができる。

一方、1957年には81.6%であった高齢者とその子の同居率は1993年には56.4%と6割を切っており、大都市部や過疎地では既に5割を切っているところもある。また、単に同居率の低下のみならず、女性の雇用機会の拡大、扶養意識の変化、仕事の面的移動機会の増加などにより家族による介護は従来にも増して期待できないというのが現状である。一人暮らし老人については、1985年には高齢者世帯の12.0%であったものが、1992年には15.7%に増加している。

このように要介護高齢者の増加と家族の介護力の低下により、介護サービスの必要性はますます高まっていくものと考えられる。また、介護サービスの利用希望についても、サービスの普及とともに利用への抵抗が減少し権利意識が高まること等もあり、今後より一層高まっていくことが予想される。

このような状況の中で、各自治体は、1994年までに「老人保健福祉計画」を作成し、1999年度を目標年度とした保健福祉サービスの整備目標量と構築されるべき地域介護システムの姿を示した。国は、これまで「高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールド

プラン）」（1989年12月厚生、大蔵、自治3大臣合意）に基づきその推進を図ってきたところであるが、各自治体の老人保健福祉計画においてゴールドプランを大幅に上回る高齢者保健福祉サービス整備の必要性が明らかになったことや、高齢者が自立した生活を尊厳を持って送ることができるための総合的な支援システムをさらに充実する必要があることからゴールドプランを見直し、1994年12月18日に厚生、大蔵、自治3大臣合意の「新ゴールドプラン」を示すこととなった（表1参照）。

「新ゴールドプラン」では、サービスの量的拡充が図られ、在宅3本柱であるホームヘルプサービス（ゴールドプランの目標10万人が17万人に）、デイサービス（同1万力所がデイケアを含めて1.7万力所に）、ショートステイ（同5万人分が6万人分に）についても高齢者が住み慣れた自宅で可能な限り長く生活を続けるための主要な支援策として1999年度までの目標量が見直された。

一方、このようなサービスの量的拡充のみが「新ゴールドプラン」の柱ではない。高齢者の連続した生活を支えるためには各サービスがバラバラに提供されるようであってはならず、総合的な高齢者支援システムの構築が不可欠である。また、サービスの迅速な提供等のサービスの利用のしやすさ、夜間の在宅介護支援等のニーズの多様性への対応等、一つ一つのサービス内容の質的な充実、さらにはマンパワーの質的充実も取り込まれるべき大きな課題である。新ゴールドプランでは、保健・医療・福祉の連携する総合的介護システムの構築を図るとともに、サービスの質的充実をめざしており、24時間対応ホームヘルプサービス（巡回型）の創設や毎日提供型配食サービスの普及、ホームヘルパー養成研修体制の整備なども盛り込んでいる。

また、1994年7月に設置された「高齢者介護・自立支援システム研究会」（座長・大森 彌東京大学教授）の報告書「新たな高齢者介護システムの構築をめざして」にも提言されているように、これからは、保健・医療・福祉が連携した総合的なチームケアがより一層推進されるべきであり、その一員としての活躍が期待されるホームヘルパーには、高い

	ゴールドプラン	新ゴールドプラン
(1)在宅サービス		
ホームヘルパー	10万人	17万人
デイサービス	1万ヵ所	1.7万ヵ所 (デイケアを含む)
ショートステイ	5万床	6万人分
在宅介護支援センター	1万ヵ所	1万ヵ所
老人訪問看護ステーション		5,000ヵ所
(2)施設サービス		
特別養護老人ホーム	24万床	29万人分
老人保健施設	28万床	28万人分
ケアハウス	10万人分	10万人分
高齢者生活福祉センター	400ヵ所	400ヵ所
		[マンパワー]
		寮母・介護職員 20万人
		看護職員等 10万人
		PT, OT 1.5万人
		[平成7年度における質的改善]
		・24時間対応ヘルパーの普及
		・特別養護老人ホームの基準面積
		拡大 等

注：新ゴールドプランの数量目標は平成11年度までに緊急に行うべき高齢者介護サービス基盤の当面の整備目標である。

表1 ゴールドプラン数量目標の新旧比較

介護技術力と同時に、ケアマネージメントを含む幅広い視点と在宅福祉業務従事者としての高い見識及び倫理性が求められる時代であるといえることができる。

一方、高齢者と同様に、障害者（児）に対する在宅サービスの充実も求められており、これまでも1982年3月に総理府によってとりまとめられた「障害者対策に関する長期計画」に沿って在宅サービスの充実が進められてきたが、1993年3月にとりまとめられた「障害者対策に関する新長期計画—全員参加の社会づくりをめざして—」にも、ホームヘルプサービス事業等の各種在宅生活支援事業の充実、ホームヘルパー養成研修の充実等が盛り込まれ、なお一層の在宅サービスの充実が図られている状況である。

2 ホームヘルプサービス供給体制の多様化とチーム運営方式の推進

ホームヘルプサービス事業の運営主体については、市町村自らの運営の他、社会福祉協議会、特別養護老人ホーム等を運営する社会福祉法人、福祉公社、民間シルバーサービスといった多様化が進行しており、1992年6月の農業協同組合法の改正により、農業協同組合もその事業としてホームヘルプサービスを提供できるようになった。このような運営主体の多様化の中で、雇用形態や勤務形態も多様化し、福祉公社等の協力会員や登録ヘルパーも公的ホームヘルプサービスに従事することとなった。したがって、ホームヘルパー養成研修も、多様な運営主体の多様なホームヘルパーを対象として、質の高いサービスの確保と人材の総合的育成の視点を盛り込んで展開しなければならない。

また、1992年1月より開始されたホームヘルプサービスチーム運営方式は、チーム運営方式主任ヘルパーを中心としてチームで活動することにより、単独での業務遂行となりがちであったホームヘルプサービスにチームでの対応を促すとともに、事例検討会の実施等によるサービスの質的な向上を図るものであり、今後益々推進することとなっている。このチーム運営方式主任ヘルパーとなる者にはチーム員の管理能力や技術指導を含めた指導能力、他サービス提供機関等との連絡・調整能力等が求められる。そこでホームヘルパー養成研修にもこうした内容が加えられなければならない。

3 ホームヘルパー養成研修の実績と課題

ホームヘルパー養成研修の実績については、表2のようになっているが、2級課程の養成研修実績が実施県数を含めて少ない。また、各級の運用についても、常勤ヘルパーの1級課程受講を原則とする自治体、2級課程受講を原則とする自治体、勤務形態を問わず3級課程から受講するという自治体等、自治体によって異なる実態がある。

そこで、全国均質な制度運用を図り、地域差のないホームヘルパーの質の確保のために、各級の位置付けの明確化が課題となる。

(人)

区分	1級課程	2級課程	3級課程	計
1991年度	2,500	880	2,651	6,031
1992年度	3,067	2,667	7,624	13,358
計	5,567	3,547	10,275	19,389

表2 ホームヘルパー講習会推進事業の実績

4 ホームヘルパー養成研修カリキュラム改訂の必要性

以上のように、

- ・身体介護を中心とする介護ニーズのますますの増加
- ・新ゴールドプランによるホームヘルパーの量的拡大と質的充実の推進の必要性
- ・デイサービスの増加や毎日提供型配食サービスの

普及等、ホームヘルパーの食事提供業務代替サービスの充実

- ・ホームヘルプサービスチーム運営方式や24時間対応ホームヘルプサービス（巡回型）等の新しい業務形態の登場

等、ホームヘルパーを取り巻くサービス提供環境や期待される業務内容が、360時間研修が開始された1987年及び40時間90時間研修が追加された1991年時点とは変化してきている。

さらに、ホームヘルプサービスはその業務内容として(1)身体介護に関すること、(2)家事に関すること、(3)相談、助言に関することがあるが、利用者の高齢化が進む中で家事援助のみで済むという事例は少なく、通常、業務には身体介護を伴うと考えるべきであり、全てのホームヘルパーはその専門性として高い介護能力を身につけるべきである。また、ホームヘルパーは、高齢者の自宅をその活動の場とすることから、知り得た秘密を他に洩らさない等の高い職業倫理を身につけていなければならない。

したがって、高齢者の在宅生活支援の一層の充実と推進のため、ホームヘルパー養成研修カリキュラムを見直して内容の充実と各級の位置付けを明確にし、より介護能力の高いホームヘルパーの養成と高質・均質なホームヘルプサービスの遂行を図らなければならない。

II ホームヘルパー養成研修に関する提言

1 求められるホームヘルパーの基本像

ホームヘルパーは、福祉サービスの基本視点を理解し、業務やサービス利用者に関する知識等の必要な知識及び具体的な援助技術を持つ者でなければならない。そこで、今後求められるホームヘルパーの基本像は以下のものとすべきである。

求められるホームヘルパーの基本像

- (1) 福祉サービスの基本視点を理解していること
 - ・福祉理念とケアサービスの意義
 - QOLの向上，ノーマリゼーション等の基本理念
 - チームケアの視点
 - ・福祉サービス提供の基本視点
 - 自立支援，自己決定，自己実現 等
- (2) 次に掲げる知識・技術を有すること
 - 福祉制度とサービスに関する知識
 - ・老人福祉
 - ・老人保健，医療
 - ・障害者（児）福祉
 - ・年金，住宅施策等，その他関連する制度・施策
 - ホームヘルプサービスに関する知識
 - ・ホームヘルプサービスの社会的役割
 - ・ホームヘルプサービスの業務内容と具体的な役割
 - ・ホームヘルパーの職業倫理
 - サービスの利用者及びその家族に関する知識
 - ・サービス利用者の生活と障害・疾病
 - ・サービス利用者の心理
 - ・高齢者，障害者（児）の家族と支援
 - 具体的な援助方法・技術及び関連する知識
 - ・アセスメントとケア計画の知識及びホームヘルパーとして行う技術
 - ・介護に関する知識と技術
 - ・家事援助に関する知識と技術
 - ・相談援助に関する知識と技術
 - ・住宅・福祉用具に関する知識
 - 関連分野の基礎知識

- ・医学
- ・看護
- ・リハビリテーション医療
- ・心理的援助技術

2 ホームヘルパー養成研修カリキュラム改訂の基本方針

ホームヘルパー養成研修カリキュラム改訂にあたっては、ホームヘルパーの豊かな人間性の形成と質の高い援助方法・技術獲得の視点から、実践的な研修を通して、

- 1 福祉サービスの基本視pointsの形成，高い倫理性・豊かな人間性の形成
- 2 公的ホームヘルプサービス従事者の専門性としての高い介護能力の獲得

を可能とする研修内容とすべきである。

また、講義内容には、基本的な介護方法や技術をふまえながら、チームケアや巡回型ホームヘルプサービス、ケアマネージメント、ターミナルケア等、現在はまだ導入途上であるといえるものであっても、近い将来には必須の知識・技術となるとされる事項も加えるべきである。なお、テキスト等の内容については毎年検討を加え、充実を図るべきである。

さらに科目の立て方については、実践的内容を効率的に修得できるよう、従来の科目にとらわれずに、個別具体的な内容に着目して分類を行い、研修科目とすべきである。

3 各級の位置付け

2級課程をホームヘルパーの基本研修と位置付け、「求められるホームヘルパーの基本像」を2級課程修了者が満たすことができるように研修内容を定める。したがって、将来的には全てのホームヘルパーが2級課程を修了することが望まれるが、2級課程へステップアップすることを前提として入門課程として3級課程を設けるべきである。

1級課程は、2級課程修了者を対象とし、チーム運営方式主任ヘルパー業務研修の内容を持たせるべ

きである。また、ホームヘルパーの「基本的な資質の維持・向上」及び「チーム運営方式主任業務の遂行」に関わる内容については、1級課程の特定部分を利用した「継続養成研修」と位置付け、1級課程修了後も養成研修として継続的に受講していくシステムとすることが適当である。

2級課程

ホームヘルプサービス従事者の基本研修とし、「求められるホームヘルパーの基本像」を満たす研修内容とする。

常勤ヘルパー及び常勤的非常勤ヘルパー（雇用関係のある者で1日6時間以上、過5日以上、1月の勤務日数が正規職員の勤務日数の4分の3以上の者）は2級課程を修了するものとする。

1級課程

2級課程修了者を対象とする。

チーム運営方式主任ヘルパー業務に関する知識・技術に加え、2級課程より幅広い視点の形成と2級課程で学習した基本事項についてはより深い知識と技術を修得する。

なお「継続養成研修」については、次の4種類の研修内容とすることが適当である。

(1) 「チーム運営方式主任ヘルパー業務関連教科プログラム」

1級課程の科目のうち、

- (15)ホームヘルプサービスチーム運営方式の実際、
- (16)チームケアの実際、(17)指導業務の心要性と方法、
- (18)カンファレンスの持ち方と事例検討の方法、実技講習(1)ケアマネージメント技術、及び小グループによる討論

(2) 「最新の知識プログラム」

1級課程の科目のうち、

- (5)老人保健福祉の動向、(6)障害者(児)福祉の動向、(16)チームケアの実際、実技講習(1)ケアマネージメント技術、及び小グループによる討論

(3) 「指導技術と介護技術プログラム」

1級課程の科目のうち、

- 実技講習(2)指導技術と介護技術の向上、及び小グループによる討論

(4) 「困難事例対応技術プログラム」

1級課程の科目のうち、
実習(1)痴呆症高齢者等処遇困難事例対応実習、及び小グループによる討論

3級職種

2級課程へステップアップすることを前提としたホームヘルパー入門課程と位置付け、勤務時間の少ない非常勤ヘルパー及び福祉公社等の協力会員、登録ヘルパー等は3級課程から受講することを可能とする。

公的ホームヘルプサービス事業に従事するにあたって必要な知識と技術のうち基礎的なものを修得する。

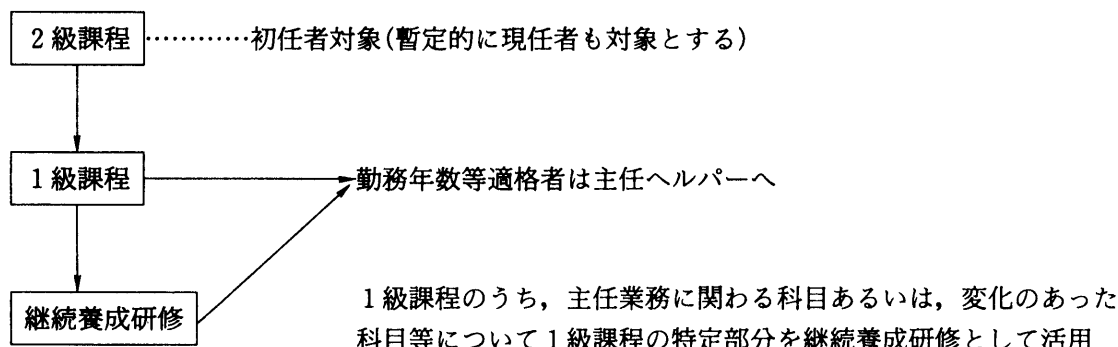
4 ステップアップの考え方

各級のステップアップについては、標準的には、次のように行うことが適当と考えられる。

常勤及び常勤的ヘルパー

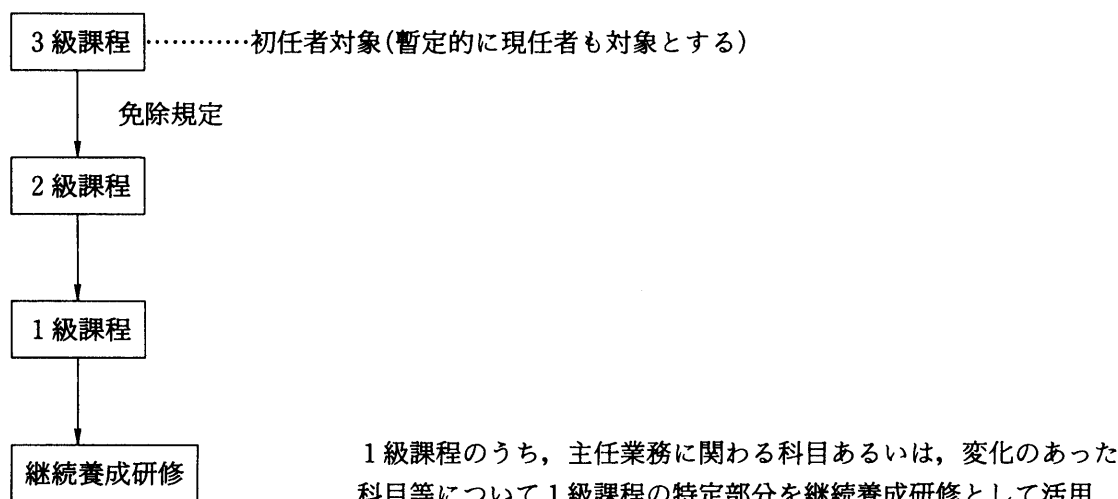
常勤及び常勤的ヘルパーは最低2級課程を修了するものとし、以下のような制度運用が想定される。

- ・初任者研修として2級課程を修了し、1~3年後に1級課程を修了する。その後、資質の維持・向上のために「最新の知識プログラム」等の継続養成研修の受講を続け（継続養成研修(2)~(4)のうち本人の希望をふまえた上で市町村が適当と判断する1プログラムを3年以内の間隔を目的に受講）、主任ヘルパーとなる者については就任直前に継続養成研修(1)「チーム運営方式主任ヘルパー業務関連教科プログラム」を受講して主任ヘルパーとなる。以後、継続養成研修を受講していく。（なお、継続養成研修の受講間隔については案であり、主任ヘルパーには就業後10年の程度で就任すると仮定した想定である）
- ・現在の2級課程未受講主任適格者が2級課程を修了後、あるいは現行2級課程修了主任適格者が、1級課程を受講し主任ヘルパーとなる。以後、継続養成研修を受講していく。
- ・現在の現行1級課程修了主任適格者が、継続養成研修(1)「チーム運営方式主任ヘルパー業務関連教科プログラム」を受講して主任ヘルパーとなる。以後、継続養成研修を受講していく。 等



※勤務時間の少ない非常勤ヘルパー、福祉公社等の協力会員、登録ヘルパー等
勤務時間の少ない非常勤ヘルパー及び福祉公社等の協力会員、登録ヘルパー等は、3級課程からの受講

講を可能とする。3級課程修了後は、2級課程を受講していく。その際には、ステップアップを促進する観点から免除規定を設けることが考えられる。
ただし、2級課程からの受講を妨げない。



5 研修時間数の考え方

各級の研修時間数については、次のように考える。

※2級課程を常勤及び常勤的ヘルパーの基本研修と位置づけることから、時間数を現在の90時間から130時間程度に増やし、2級課程の充実を明確に示す。現在、3級課程あるいは2級課程を常勤ヘルパーの基本研修と位置付けている自治体も少なくないことから、全体的なホームヘルパーの質的向上が期待される。

※1級課程は、2級課程修了者を対象とすることにより内容を整理し、2級課程と合算して360時間程

度とすることによって、受講しやすくする。1級課程と2級課程を合わせた総時間数は現行と変わらないものの、現行の一回360時間研修を受けて以後、基本的な研修を受講しないという者がなくなり、やはり、全体的なホームヘルパーの質的向上が期待される。

※1級課程と2級課程を合わせた360時間程度の時間数の内容は、従来よりも、講義(座学)を限定し、実技講習・実習を強化する。

※3級課程は、現行の40時間から50時間程度に時間数を増やし、その内容を強化する。

各級の時間数 案

2級課程

新 130時間（講義58時間，実技42時間，実習30時間）
 旧 90時間（講義30時間，実技46時間，実習14時間）

ホームヘルパー養成研修カリキュラム概念図

1 現行研修の概念図

1級課程

新 230時間（講義84時間，実技62時間，実習84時間）
 旧 360時間（講義180時間，実技100時間，実習80時間）

新1, 2級計 360時間（講義142時間，実技10時間，実習114時間）

3級課程

新 50時間（講義25時間，実技講習17時間，実習8時間）
 旧 40時間（講義16時間，実技講習16時間，実習8時間）

継続養成研修

(1) 「チーム運営方式主任ヘルパー業務関連教科プログラム」

1級課程の科目のうち，

(15)ホームヘルプサービスチーム運営方式の実際，
 (16)チームケアの実際，(17)指導業務の必要性と方法
 (18)カンファレンスの持ち方と事例検討の方法，実技講習(1)ケアマネージメント技術，及び小グループによる討論2時間 計24時間

(2) 「最新の知識プログラム」

1級課程の科目のうち，

(5)老人保健福祉の動向，(6)障害者(児)福祉の動向，(16)チームケアの実際，実技講習(1)ケアマネージメント技術，及び小グループによる討論2時間 計18時間

(3) 「指導技術と介護技術のプログラム」

1級課程の科目のうち，

実技講習(2)指導技術と介護技術の向上，及び小グループによる討論2時間 計32時間

(4) 「困難事例対応技術プログラム」

1級課程の科目のうち，

実習(1)痴呆性高齢者等処遇困難事例対応実習，及び小グループによる討論2時間 計26時間

1級課程 360時間

研修時間配分：

講義 180時間 実技 100時間 実習 80時間

目的：

ホームヘルプサービス事業における基幹的なホームヘルパーの養成

受講対象者：

処遇困難ケースを担当するとともに，2級課程及び3級課程修了者の指導等を行う者



2級課程 90時間

研修時間配分：

講義 30時間 実技 46時間 実習 14時間

目的：

主に寝たきり老人等の身体介護業務に当たるホームヘルパーの養成

受講対象者：

主に寝たきり老人等の身体介護業務に従事する者



3級課程 40時間

研修時間配分：

講義 16時間 実技 16時間 実習 8時間

目的：

主に家事援助業務に当たるホームヘルパーの養成

受講対象者：

主に家事援助業務に従事する者

- ※ホームヘルパー養成研修事業実施要綱による
- ※受講は、必ずしも3級課程からでなくてもよく、2級課程からあるいは、1級課程のみの受講も可能(ステップアップ者には免除科目等の規定あり)
- ※各級と勤務形態等(常勤ヘルパー、パートヘルパー等)との対照・位置付けは行っていない。

2 新研修の概念図(案)

1級課程 230時間(2級課程と合せて360時間)
研修時間配分：
講義 84時間 実技 62時間 実習 84時間
.....
目的：
チーム運営方式主任ヘルパー等の基幹的ホームヘルパーを養成
〔ホームヘルパーの資質の向上等のために1級課程の特定部分を継続養成研修として活用〕
.....
受講対象者：
2級課程修了者



2級課程 130時間
研修時間配分：
講義 58時間 実技 42時間 実習 30時間
.....
目的：
ホームヘルプサービス従事者の基本研修
.....
受講対象者：
ホームヘルプサービス従事者、従事予定者 等



3級課程 50時間
研修時間配分：
講義 25時間 実技 17時間 実習 8時間
.....
目的：
ホームヘルプサービス入門課程として、基礎的

な知識と技術を修得

.....
受講対象者：
勤務時間数の少ない非常勤ヘルパー及び福祉公社等の協力会員、登録ヘルパー 等

- ※常勤及び常勤的ヘルパーは2級課程を修了するものとする。
- ※勤務時間数の少ない非常勤ヘルパー及び福祉公社等の協力会員、登録ヘルパー等の2級課程からの受講を妨げない。

6 養成研修実施にかかる留意点と提言

ホームヘルパー養成研修の実施については、次のような点に留意することが提言される。

(1) テキスト及び研修の質の確保

この養成研修事業は、公的ホームヘルプサービス事業に従事する者を養成することから、全国的に均質な研修内容であることが認められる。また、今回、チームケアやケアマネジメント等の最新の知識の修得も研修内容に加えられることから、研修の質の確保には細心の注意が図られるべきである。したがって、研修の実施にあたっては、統一されたテキストを使用することが望ましい。なお、その際、副読本等を併用して内容に幅をもたせることについては差し支えないと思われる。

また、実技講習指導マニュアルや実習指導マニュアル等の作成を検討し、実技講習、実習についても高質・均質な研修内容の確保を図ることが望ましい。

(2) 研修講師の養成

本養成研修事業の推進に必要な講師の確保及び実習の充実を図るため、全国規模の「研修講師養成研修」の創設の検討が求められる。「研修講師養成研修」は、保健福祉サービス現場で活躍中の介護福祉士有資格者等をホームヘルパー養成研修の講師・実習インストラクターとして養成する内容とすべきであろう。

(3) 実技講習・実習先の確保

実技講習・実習先の確保については、その確保策について十分な検討が行われることが必要である。

実習先については、例示されている実習先と同等の研修効果を期待できると自治体が判断する施設・機関は実習先に加えられることが望ましい。

なお、2級課程及び1級課程は、ホームヘルパーとして就業予定者あるいは現任者を優先的に受講させるとともに、協力依頼のあり方について充分検討する等、実技講習・実習先の負担軽減に配慮することが望ましい。

(4) 視覚教材等の開発

研修の実施にあたっては、まず使用テキストの開発から進められるべきであるが、加えて、講義、実技講習に使用するビデオ等の「視覚教材」が開発されることが望ましい。

(5) 通信衛星の活用等の多様な研修形態

通信衛星を活用した研修方式は、講師確保の問題の解消や研修の質の均質化、最新情報の提供等に資する方式として期待される。また、その他多様な研修方式の工夫が試みられるべきである。

なお、通信教育の講義科目についても自学自習のみに終わらない研修の実施が望まれ、例えば、継続養成研修を通信衛星を活用した講義方式で実施する場合、1級課程の講習の一部として活用する等の検討が期待される。

(6) 研修運営主体の多様化

現行制度でも多様な運営主体が本研修を行うことができるようになってきているが、これを徹底し、都道府県が適当であると認める場合は、指定あるいは委託をより柔軟に行うことが望ましい。

(7) 総合的な人材育成

わが国の今後の介護マンパワーの養成においては、国民の幅広い層からの参加を得られるよう総合的な観点からの取り組みが必要である。このため、本養成研修事業は、介護実習・普及センターや福祉人材センター等が実施する各種研修・講習会等とも緻密な連携を図り実施することが望ましい。

(8) 旧課程の修了者について

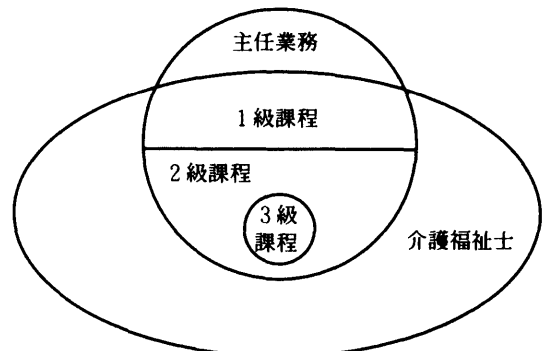
旧養成研修課程の修了者については、すでにホームヘルプサービスの業務に従事していることなどから、各級共に新課程修了者と同等とみなすことが望ましい。なお、継続養成研修については、積極的に受講されるよう配慮が求められる。

(9) 研修期間

研修期間については、研修の効果等を考慮すると、1級課程については12ヶ月程度以内、2級課程については8ヶ月程度以内、3級課程については4ヶ月程度以内に修了することが望ましいが、地域の実情等により、やむを得ない場合については、各級ともに倍の期間を目途に修了することとして差し支えない。

(10) 本研修における各級と介護福祉士との関係

各級と介護福祉士との関係については、次のように考えることができる。



- 社会福祉業務従事者としての知識及び技術については、介護福祉士はすべて有すると考える。したがって、3級課程及び2級課程は、知識・技術ともに介護福祉士能力の範疇に入る。
- ただし、ホームヘルプサービス固有の業務であるチーム運営方式主任ヘルパー業務に関しては、介護福祉士の能力範疇外である。
- したがって、チーム運営方式主任ヘルパーの要件は、次のいずれかを満たす常勤者で市町村長が適格と認める者とする。
 - (1) 新1級課程修了者
 - (2) 現行1級課程修了者または介護福祉士資格取得者で、1級課程のうち指定された「チーム運営方式主任ヘルパー業務関連教科プログラム」の修了者

なお、チーム運営方式主任ヘルパー現任者についてはこの限りではないが、可能な限り早い時期に継続養成研修として「チーム運営方式主任ヘルパー業務関連教科プログラム」を受講することが望ましい。

「チーム運営方式主任ヘルパー業務関連教科プログラム」

(15)ホームヘルプサービスチーム運営方式の実際，(16)チームケアの実際，(17)指導業務の必要性と方法，(18)カンファレンスの持ち方と事例検討の方法，実技講習(1)ケアマネジメント技術，及び小グループによる討論2時間

計24時間

(11)3級課程修了者が2級課程を受講する際の免除規定

3級課程修了者が2級課程を受講する際には、ステップアップを促進する観点から以下のような免除規定を設けることが考えられる。

免除科目 案

1講義については、重複する以下の受講を免除する

- ・サービス提供の基本視点（3時間）
- ・ホームヘルプサービス概論（3時間）
- ・介護概論（3時間）
- ・家事援助の方法（4時間）

2 実技講習については、以下の受講を免除する

- ・共感的理解と基本的態度の形成（4時間）
- ・レクリエーション体験学習（3時間）

3 実習については、以下の受講を免除する

- ・在宅サービス提供現場見学（6時間）

計26時間免除

なお、制度とサービスについては毎年内容が追加・変化することから免除対象科目とすることは適当ではない。また、ホームヘルプサービス同行訪問は重要であることから免除することは適当ではない。

なお、本人の希望があれば、免除科目の選択的受講を認めることとすべきである。